

「要緊急安全確認大規模建築物」の該当要件

区分 法附則第3条第1項	用途	規模
第1号 不特定かつ多数のものが利用する既存耐震不適格建築物	① 体育館(一般公共の用に供されるものに限る)	階数1以上かつ5, 000m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院又は診療所	
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
	② 集会場又は公会堂	
	展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル又は旅館	
	博物館、美術館又は図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	③ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	
	④ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
第2号 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物	⑤ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3, 000m ² 以上 ※屋内運動場の面積も含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5, 000m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	⑥ 幼稚園又は保育所	階数2以上かつ1, 500m ² 以上
第3号 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する既存耐震不適格建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1以上かつ5, 000m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

※網掛けの部分は、本市に対象建築物がある用途